

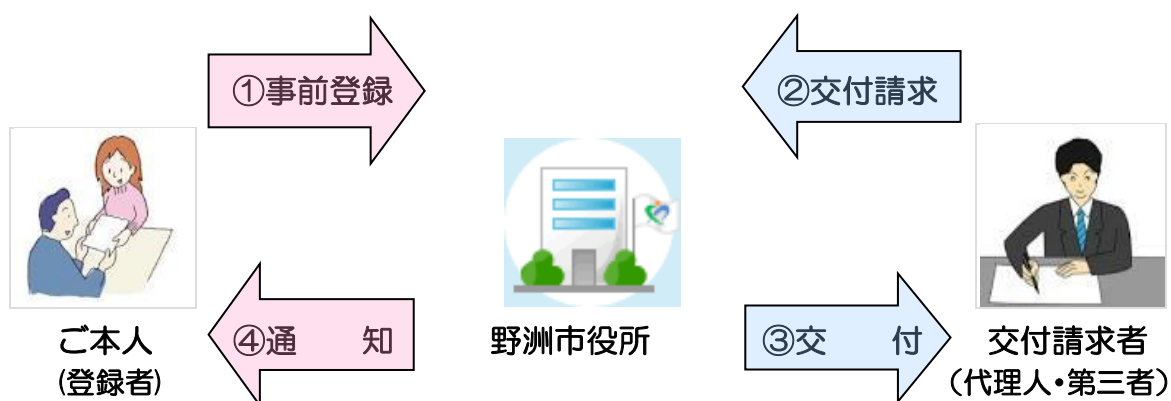
野洲市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

＊通知を希望する方は事前の登録が必要です＊

本人通知制度とは

本人通知制度は、住民票の写し又は戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者（国又は地方公共団体の機関を除く。）に交付した場合に、市に事前に登録をした人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。

証明書の交付事実を本人に通知することにより、身元調査等を目的とした住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止・抑止の効果が期待されます。



第三者とは、

下記1・2以外の者で、委任状を持参して証明書の交付請求を行う代理人又は自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために証明書を請求する必要がある個人、法人、八業士（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）をいいます。

1. 住民票の写し等については、本人及び同一世帯の者
2. 戸籍謄抄本及び戸籍の附票については、本人、同一戸籍の者（配偶者等）及び直系尊属卑属の者

通知の対象となる証明書

- 住民票の写し（除票を含む）
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄抄本（除籍を含む）
- 戸籍の附票（除附票を含む）

通知の対象とならない請求

- 国又は地方公共団体からの請求
- 裁判又は紛争処理手続のための請求
- その他市長が特別な請求と認めた請求

通知内容

- 住民票の写し等の交付年月日
- 交付した証明書の種別と部数
- 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別（代理人・第三者の別）



※本制度では、交付請求者の氏名や住所を通知しません。

※ただし、野洲市個人情報保護条例に基づき、本人が開示請求をした場合は、同条例の範囲内での情報が開示されます。

登録できる人

- ・野洲市に住民登録をしている人
 - ・野洲市に本籍がある人
 - ・5年以内に野洲市に住民登録をしていた人
 - ・過去に野洲市に本籍があった人
- ※登録ができるのは、現在日本国内に在住している人に限ります。

受付場所

【受付場所】市民課（市役所本館）・市民サービスセンター（北部合同庁舎）

【受付時間】月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

※直接窓口にお越しいただくことが困難であるなど、やむを得ない事情がある場合は「郵送による申込み」も可能です。

登録に必要なもの

「野洲市本人通知制度登録申請書」を提出
申請書は、市民課及び市民サービスセンターにあります。
また、市のホームページからダウンロードもできます。



- (1) 登録者本人が申し込む場合
登録者本人の「本人確認書類※」
- (2) 未成年法定代理人（親権者）が申し込む場合
代理人の「本人確認書類※」
親権を確認できる書類（戸籍謄抄本等）
- (3) 成年被後見人の法定代理人（成年後見人）が申し込む場合
代理人の「本人確認書類※」
後見人であることが確認できる書類
- (4) その他の代理人が申し込む場合
代理人の「本人確認書類※」
登録者本人からの委任状（原本）
- (5) 郵送による申し込みの場合
上記（1）～（4）に該当する書類（本人確認書類は写し）



※本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等（有効期限内の本人の顔写真が貼付されたもの）、又は市長が適当と認めるもの（健康保険証、年金手帳等、顔写真のないものは2種類）

登録内容の変更や廃止

- ・登録の有効期限は無期限ですが、登録の廃止を希望される場合は、「野洲市本人通知制度登録（内容変更・廃止）届出書」の提出が必要です。いずれも本人が届出する必要があります。（本人以外が手続する場合は、本人からの委任状が必要です。）
- ・転出又は転居、転籍等により登録をした内容に変更が生じた場合は、「野洲市本人通知制度登録（内容変更・廃止）変更届出書」の提出が必要です。
- ・登録した人が登録内容変更の届出がなく通知書が返戻されたとき、国外転出（出国）をしたとき、死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、自動的に登録を廃止します。

お問い合わせ 野洲市役所市民課 電話 077-587-6086
ファクス 077-586-3677